**平成２３年（フ）第４５号**
京都府京丹後市弥栄町黒部3062番地の４
債務者　福井　好美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２３年（フ）第５３号**
京都府京丹後市網野町網野814番地
債務者　松下　妙子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２２年（フ）第８６８号**
兵庫県姫路市飾磨区阿成植木777番地
債務者　中川　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４４８号**
奈良市帝塚山６丁目３番211号
債務者　中谷　和江
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第１８８０号**
広島市西区田方１丁目７番19―311号
債務者　酒井　浩二
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６３８号**
広島市中区鶴見町11番20―502号
債務者　内藤　優子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８４６号**
広島市南区西旭町17番13号
債務者　上野　則義
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８４７号**
広島市南区西旭町17番13号
債務者　上野　町子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８７８号**
広島県東広島市八本松町正力1110番地　石井住宅内15号
債務者　塩路　里子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０１６号**
広島市佐伯区五日市５丁目15番４―303号
債務者　岡手　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０１９号**
広島市安佐南区川内５丁目１番53号
債務者　胡麻田裕章
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０９９号**
福岡市城南区田島１丁目12番５―203号
債務者　渡邉　正明
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１５６２号**
福岡県糸島市二丈深江2035番地１ユートピア深江705号
債務者　岩本　　恵
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１５７２号**
福岡県太宰府市高雄５丁目27番７号
債務者　宮崎敬一郎
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１５７５号**
福岡市南区清水３丁目19番32号
債務者　齊藤　和惠
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１６２９号**
福岡県福津市宮司ヶ丘11番10号
債務者　吉屋久美子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１７３２号**
福岡県宗像市日の里７丁目29番地13
債務者　木村朋一郎
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１９１３号**
福岡県春日市一の谷４丁目105番地みどりハイツ201号
債務者　渡部　　哲
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部